

牟田事務所 許可可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015.06

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 国交省と厚労省が強力タッグ！

「事前加入指導通知」 建設業許可は5年に一度の更新手続きがあります。更新時に、社会保険加入の確認があり、未加入の場合指導が行われています。平成25年から、この指導が行われおりますが、まだ許可の更新になっていない事業者が12万事業者もあるということで、今年秋に、一斉に「指導書」が郵送されることになりました。



現在 2回の書面指導 ⇒ 加入しなかった場合 ⇒ 年金事務所へ通報
来年 1月～6月 ⇒ 1回の指導で加入しなかった場合 ⇒ 年金事務所へ通報
来年 7月～再来年3月 ⇒ 未加入が確認された時点 ⇒ 年金事務所へ通報

※年金事務所の加入指導にも従わない場合は、国交省側で建設業法に基づく指示処分も…
指示処分どころか【3日以上営業停止処分】
、となっています。平成29年度からは、もっと厳しくなっています。

確かに、昨年9月現在で、新しく加入した事業者として16,194事業者もあったと言いますので、この「指導」⇒「年金事務所への通報」が功を奏していることも事実です。

下請指導ガイドライン 無許可業者と下請契約した建設業者は監督処分(通常7日以上営業停止)を受ける恐れがあることはご存じのとおりです。下請業者への社会保険加入指導も義務づけられています。

改正 施工体制台帳 作成に下限なし 4/1～(入契法第15条)

従来下請け契約の請負代金が合計3000万円以上(建築一式工事の場合は合計4500万円以上)の場合のみ作成・提出が求められていましたが、4月1日からは公共工事については下請金額の下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することになりました。

当然、台帳には下請業者の保険加入確認する欄があります。公共工事の設計労務単価は上がりましたが、不適格業者(社会保険未加入者も)排除も条件です。



セミナー 建設業バトンタッチシリーズ ～1～

【現場で違反しない為の建設業法】

7/10(金) 別紙ご案内詳細 定員24名まで

★運送業★

梅雨に目前！やっていますか？ドライバー教育！

5月牟田事務所にてNEXCO中日本さんをお招きして講習をしていただきました。プロドライバーの集まりだから!(^^)!と思っても、予期できない事故に巻き込まれたり運転状況に見舞われることはあります。そこで、そろそろやってくる**梅雨**。夏に突入すれば発生する**ゲリラ豪雨**。首都高速のデータでは**雨の日は晴れの日の事故の発生件数は約6倍**にもなると言われています。梅雨に突入する前にドライバーさんへの教育はお済みでしょうか？

★雨の日は路面が滑りやすくなる（特に降り始め）

★視界が悪くなる

★雨が降ると渋滞発生



こんなことは知ってるよ！とやらないのではなく、**教育後のドライバーさんとの意見交換**ってとっても**大事**なんです！帰庫時間がバラバラだったりするとなかなかドライバー同士の意見交換が困難に。天候に合わせて**定期的な教育の場を設け**、ただ話し聞かせるだけでなく、**ドライバーからの意見を聞きましよう！**初めは感想でなく、意見を紙に書いてもらいそれを発表するようにし、発言しやすい環境づくりも◎牟田事務所では出張セミナーも行っています。セミナー内容も様々で我が社にピッタリな講義をさせていただきます！

自動車税のグリーン化

近年ハイブリッドカーにクリーンディーゼル車、電気自動車など、環境に負担をかけない車が多く生産される中、一方でクラシックカーや旧車、アメ車なども一部のマニアだけでなく世界的に人気急騰しているのも事実。

しかし、この古くて環境負荷の大きい車は税金面の負担が重くなります。

一方、新車登録から一定年数を経過し、環境負荷の大きい自動車に対しては、自動車税を重くする制度「**自動車税のグリーン化**」をとっています。

平成27年度分の自動車税については、次のような車が重課の対象となります。

ガソリン・LPG車・・・初度登録年月日 平成14年3月以前の自動車

ディーゼル車・・・初度登録年月日 平成17年3月以前の自動車

※一般乗合用バスや電気・天然ガス車は重課対象外

重課の割合はおおむね15%で税制改正により10%重課だったものが**平成27年度より15%重課**に変更されています。

自動車製造業は日本の基幹産業である為、新車購入者に対して優しく、環境にも考慮した状況ですが、これまで自動車文化を築いてきた歴史ある自動車が少なくなっていくようで悲しくもあります。また、車齢13年超の車を維持する人は少数かもしれませんが、経済的理由から維持しなければならない人には深刻な問題と言えますね。



★産廃★ ※ごみ屋敷&廃掃法※

世間を騒がせている「ごみ屋敷」

市内某所にもたくさん取材がきていました。

家主は「ゴミじゃない!!」「資源だ!!」と言っていますが・・・
廃掃法に照らすとどんな結果になるのでしょうか？



廃掃法では「廃棄物」を《ごみ、粗大ごみ、燃え殻、ふん尿、廃油、排酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物》と定義していますが、『ごみ』についての明確な定義がありません。一方、判例や行政実務上の定義では、廃棄物とは『自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物をいい、これに該当するが否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価格の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決する』とされています。

周りから見れば「ゴミ」でも、**まだ使える、売れる、思い出が詰まっている**など・・・本人が**ゴミではない**と主張すれば、だれも反論できません。仮に廃棄物であると認定されたとしても、ゴミ屋敷に住んでいる人が大切にため込んでいるだけだと主張したら、廃掃法上の不法投棄や不法投棄を目的とした収集運搬には該当しません。つまり、**廃掃法に基づいた適正処理や撤去は困難**です。

そこで先日、「**ごみ屋敷対策法案**（廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺的生活環境の保全上の市場の除去等に関する法律案）が提出されました。

地方自治体のごみの撤去を勧告し、立ち入り調査できるようにし、従わない場合は50万円以下の罰金を科すというものです。

ごみの問題なのに廃掃法ですら太刀打ちできないなんて・・・

早いとこ法律の強制力をもって解決していかないと、悪化する一方だと思いました。

一斉立入指導

6月1日（金）～6月30日（土）までの期間、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底を目的として、**愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ**による一斉立入指導が実施されます。



これを読んでいただいている事業者さんは適正に処理を行っていただいていると思いますが、「知らなかった」「いいと思っていた」では通用しないのが法律です。

これを機会に一層の適正処理をお願いします。

ご不明な点があればご連絡ください。

愛産協 名古屋支部総会 BCP (事業継続計画) セミナー

平成 27 年 5 月 14 日キャッスルプラザホテルで開催された名古屋支部の総会の出席しました。支部長も新たに、**今年度のイベントやセミナーも楽しみです。**



研修会では「**東日本大震災の経験と教訓による事業継続計画の取り組み**」を仙台市の株式会社深松組、深松社長に講演いただきました。

これまでテレビなどで報道されてきた情報とは明らかに違う実情にビックリしました。リアルな数字と生々しい話で会場全体が息をのむ様な雰囲気がありました。

とにかく復興を進めようにも**縦割行政の壁に当たり、まったく思うように進まなかった**そうです。今後、かなりの確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震、東日本大震災の何倍も日本中が混乱するのは明らかであり、そのためにもBCPが重要です。

しかし、BCPは作ったから終わりじゃなく、**定期的に各専門家を交えての話合い、改定をし、実現可能なものを作成**しなくてははいけません。



深松社長の会社には今年度、新卒が入社したそうです。

東日本大震災の復興で建設業者さんが**最前線に立っているのを目の当たりにして**入職を希望したそうです。想像を絶するような辛い想いをされた方がたくさんいらっしゃると思いますが、そういった希望に溢れた素敵な話もたくさんあるんだろうなあと思いました。

※BCP (事業継続計画) : 災害などが発生したときに通常業務の遂行が困難になる事態が発生した場合に、事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画。

どりかむでもセミナー計画中です。

★サイン文化と印鑑文化★

よく聞く、**署名捺印**と**記名押印**の違いをご存知ですか？

署名は、自署と言われることもあり、本人の直筆のサインです。

記名は、代理人でもOK、なんならパソコン印刷でもOKです。

**駅前の署名活動など、あれは本人でないといけませんので、
うっかり家族の氏名まで書かないように。**

韓国では印鑑制度そのものを、今後失くす方向へ向かっています。

日本もなくすとは言いませんが、市区町村でも運転免許証の本人確認資料に加え、署名であれば押印不要で、住民票など取り寄せることが可能です。

携帯電話の契約や、クレジットカード使用時など、

電子タブレットに署名を求められた方も、結構いるのでは？

ただ署名が主流になって心配なのが、**知的障がい者や認知などの方々。**

やっぱり実印って必要じゃない？かなと思います。

「**実印どこにある？**」と聞けば、家族は「**何に使うの？**」必ず聞けますよね。

日本を守る、成年後見制度、実印制度、そして美しい字はいつの時代も憧れです☆

